別紙様式第五号第１の中間貸借対照表の表及び第２の中間貸借対照表の表並びに別紙様式第六号第１の貸借対照表の表及び第２の貸借対照表の表中「繰延税金資産」を「繰延税金資産」に改める。

別紙様式第七号第１の中間連結貸借対照表の表中「繰延税金資産」を「繰延税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付引当金」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額その他の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意２②⑤を次のように改める。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第七号第１の中間連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別紙様式第七号第２の中間連結貸借対照表の表中「繰延税金資産」を「繰延税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付引当金」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額その他の包括利益累計額合計」に改める。

別紙様式第七号第２の中間連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別紙様式第八号第１の連結貸借対照表の表中「繰延税金資産」を「繰延税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付引当金」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額その他の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意２②⑤を次のように改める。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第八号第１の連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別紙様式第八号第２の連結貸借対照表の表中「繰延税金資産」を「繰延税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付引当金」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額その他の包括利益累計額合計」に改める。

別紙様式第八号第２の連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十五年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新規則別紙様式第一号、第三号、第五号及び第七号は、平成二十五年九月三十日以後に終了する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。）に係る書類について適用することができる。

○内閣府・厚生労働省令第六号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項及び同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号の表、別紙様式第六号の表及び別紙様式第九号第２の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用繰延税金資産」に改める。

別紙様式第九号の二第２の２．の表中「繰延税金資産」を「退職給付引当金」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額その他の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意１②⑥を次のように改める。

⑥　退職給付に係る会計処理の方法